

評議員選任・解任委員会運営細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人黒木福社会定款第6条第3項の規定に基づき、評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成等)

第2条 委員会の委員は、理事会において選任する。

2. 外部委員には、次のいずれにも該当しない者を選任する。

- (1) 当法人又は関連団体（主な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む）の業務を執行する者又は使用人
- (2) 前号に該当する者の配偶者又は三親等以内の親族

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、就任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(補欠委員の選任)

第4条 委員が欠けたときは、速やかに、第2条の規定に基づき、新たな委員を選任しなければならない。

2. 前項の規定に基づき選任された委員の任期は、前任者の任期の満了するときまでとすること他できる。

(委員の解任)

第5条 委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事総数の3分の2以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 委員としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(委員の報酬等)

第6条 委員には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

2. 委員の報酬額は、理事会の決議を経て理事長が決める。
3. 委員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、理事会の決議を経て理事長が定める。

(召 集)

第7条 委員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

(召集通知)

第8条 理事長は委員会の日の1週間前までに、各委員に対して書面又は電磁的方法での通知を発しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく委員会を開催することができる。

(議 長)

第9条 委員会に議長を置き、委員の互選により選任する。

(評議員の選任)

第10条 評議員の選任は、次の各号の手続きを経て行うものとする。

- (1) 理事会は、評議員候補者を委員会に推薦する。
- (2) 理事会は、委員会に当該候補者の経歴、当該候補者を候補者とした理由、当該候補者と当該法人及び役員等との関係、当該候補者の兼任状況、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を説明しなければならない。
- (3) 委員会は、評議員候補者について審議を行い、評議員の選任に関する決議を行う。

(評議員の解任)

第11条 評議員の解任は次の各号の手続きを経て行うものとする。

- (1) 理事会は、委員会に理事会で決議された評議員解任の提案を行い、評議員として不適任とした理由を委員に説明しなければならない。
- (2) 委員会は、解任の提案をされた被解任評議員に弁明の機会を保障する。
- (3) 委員会は、理事会から提案された評議員の解任について審議を行い、解任の可否について決議を行う。

(決 議)

第12条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(議事録)

第13条 委員会の議事については、議事録を作成する。

2. 議事録は書面をもって作成し、議長及び出席した委員が署名又は記名押印しなければならない。

3. 議事録は、次に掲げる事項を内容とする。
 - (1) 委員会が開催された年月日及び場所
 - (2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果
 - (3) 委員会に出席した理事の氏名
 - (4) 委員会の議長の氏名
4. 議事録は、委員会の日から 10 年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

(改 廃)

第 14 条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補 足)

第 15 条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。